

令和7年度岐阜県地球温暖化防止活動推進員募集要領

岐阜県では、県民の皆様に対し、地球温暖化の現状やその対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む「岐阜県地球温暖化防止活動推進員」(以下「推進員」という。)を募集します。

1 推進員について

(1)概要

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策の現状や知識の普及・対策の推進に取り組む方を推進員として知事が委嘱しています。

(2)活動内容

次のような活動を行っていただきます。

- ① 地球温暖化の現状及び対策の重要性について住民等の理解を深めるため、各種会議・会合等の場に積極的に参加し、普及啓発に努めること
- ② 県、市町村及び岐阜県地球温暖化防止活動推進センター(以下「県等」という。)が行う施策の推進に協力すること
- ③ 県等が開催する研修会や講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること
- ④ 県等が行う地球温暖化防止に関する活動に積極的に協力すること
- ⑤ 活動を通じて得た地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を県等に提供すること

具体的な活動例

- 地域の学習会などでの講演や実演をととして、効果的な省エネ対策やその効果についてアドバイスを行う。
- 小中学生を対象とした、地球温暖化防止のための教室で講師をする。
- 県等が行う地球温暖化関連イベントにスタッフとして参加し、パネルの説明や身近な地球温暖化対策の紹介をする。
- 県等が開催する研修会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努める。

2 委嘱期間

2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

3 応募資格

岐阜県における地球温暖化の現状やその対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有し、次の(1)及び(2)のいずれの要件にも該当する方

- (1)年齢が満18歳以上であること。ただし、高校生を除く。(令和7年4月1日現在)
- (2)県内に居住、在勤又は在学していること。

4 委嘱予定人数

100人程度(再任者を含む。)

5 提出書類

(1)別紙「応募用紙」

(2)顔写真(推進員証用)

【写真の規格】

①大きさ 縦3cm×横2.4cm

②カラー

③正面、無帽、無背景が望ましい

④デジタルデータ、プリント写真のどちらでも可(デジタルデータの場合、サイズはこちらで調整します。)

6 応募方法

「5 提出書類」を持参、郵送、FAX 又は電子メールにより「8 応募先・問合せ先」に提出してください。

※ 県庁ホームページから応募用紙がダウンロードできます。

トップページ > くらし・防災・環境 > 【環境】地球温暖化その他気候変動

> 県民の皆さんと進める地球温暖化対策 > 岐阜県地球温暖化防止活動推進員の募集

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/410391.html>

7 応募期間

令和7年2月3日(月)から3月7日(金)まで

(応募締切日の受付は、持参、FAX 又は電子メールの場合は午後5時15分までとし、郵送の場合は当日消印有効とします。)

8 応募先・問合せ先

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係

住 所: 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

T E L: 058-272-1111(内線 2945)

F A X: 058-272-8407

E-Mail: c11268@pref.gifu.lg.jp

※次の市町に居住又は在勤している方は、各市町で応募受付及び委嘱を行っておりますので、各市町役場の地球温暖化対策担当課にお問合せ下さい。

多治見市 環境文化部 環境課 TEL:0572-22-1111(内線1113)

各務原市 市民生活部 環境室 環境政策課 TEL:058-383-1111(内線2486)

郡上市 環境水道部 環境課 TEL 0575-67-1121(内線1511)

下呂市 環境部 環境対策課 TEL:0576-26-5011(下呂市クリーンセンター)

揖斐川町 住民福祉部 住民生活課 TEL:0585-22-2111(内線1222)

大野町 民生部 環境生活課 TEL:0585-34-1111(内線265)

池田町 民生部 環境課 TEL:0585-45-3111(内線164)

富加町 産業環境課 TEL:0574-54-2111(内線134)

御嵩町 企画部 企画課 TEL:0574-67-2111(内線 2242)

9 推進員の選考及び委嘱

これまでの活動内容、今後の取組み等を考慮して書類審査を行い、推進員としてふさわしいと認められる方に委嘱を行うこととします。

選考結果は、令和7年3月下旬(予定)に応募者全員へ通知します。

10 その他

(1)研修への参加について

委嘱された方には、推進員としての活動が円滑にできるように、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)が研修を行う予定です。

詳細は、委嘱された方にセンターからご案内します。

(2)個人情報の取扱い

① 応募の際にいただいた個人情報は、この事業の目的以外には使用しません。

② 推進員に委嘱された方については、ご本人の同意を得た上で、応募用紙の記入項目について、県内の市町村地球温暖化防止担当課及びセンターに情報提供します。(市町村及びセンターとの連携により、地域における活動を円滑に進めていただくためです。)

③ 県及びセンターのホームページでは、ご本人の同意を得た上で、氏名、居住市町村名、活動分野、主な活動地域の情報を掲載します。

(3)推進員の義務等

① 守秘義務

推進員は、活動を通じて知り得た個人情報をみだりに口外してはなりません。

② 活動報告

推進員は、地球温暖化防止に関する活動を行った結果をセンターに報告する必要があります。

③ 辞退・変更の届出

推進員は、推進員を辞退する場合や住所に変更があった場合に県へ届け出る必要があります。

(4)その他

推進員は公務員の資格を有するものではなく、委嘱により何らかの権限を持つことはありません。